



# 概要編

---

---



## 1 条例制定に至る経緯

町田市は、1974年8月に全国に先駆けて「町田市の建築物等に関する福祉住環境整備要綱」を施行し、「車いすで歩けるまちづくり」を行政の中心課題として取組み、障がい者、高齢者をはじめとする全ての市民の社会参加を促進する努力を重ねてきました。

事業者の方等の協力により、スロープの設置、階段手すりや車椅子で利用できるトイレの設置等に一定の成果を収めた要綱でしたが、1990年代に入り目前に迫った高齢社会を迎えるにあたり、福祉のまちづくりをさらに充実させることが必要となってきました。

1992年には、老人福祉法に基づく老人福祉計画の策定等のために1990年に発足した「町田市高齢社会対策検討委員会」から「昭和40年代に策定した要綱は、依然として要綱のレベルに留まっており、規制対象の拡大、規制を強化するなど、新たな方向性の検討が必要である。」との提言を受け、また、1993年3月には、東京都建築安全条例が改正され、都安全条例より市要綱のほうが対象建築物が広いため調整が必要になったこと等から、要綱の条例化が進められることとなりました。

そして1993年12月、要綱の内容をさらに充実させるかたちで「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」が公布されました。

## 2 福祉のまちづくり総合推進条例の一部改正

2000年5月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が公布され、2001年1月に東京都福祉のまちづくり条例が大幅に改正されたことなどから、市としても整備基準の見直し等が必要となりました。そこで新たに子育て支援環境設備（ベビーチェア・ベビーベッド、授乳及びオムツ替えの場所）等の整備項目を追加し、2001年12月に条例の一部を改正し、2002年1月に施行規則の一部改正を行いました。

## 3 心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの理念に基づく条例への改正

町田市福祉のまちづくり総合推進条例制定から15年以上が経過し、本格的な高齢化、少子化の到来や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」が施行され、また、障がい者の自立に関する「障害者自立支援法」が施行されるなど、福祉のまちづくりを取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。

このような状況に対応するため、心のバリアフリー<sup>※1</sup>やユニバーサルデザイン<sup>※2</sup>をはじめ、福祉のまちづくりを総合的に推進していくことを基本とし、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が、安心して快適に住み続けることができるよう、2010年3月、福祉のまちづくり総合推進条例を改正し同年7月に施行いたしました。

2010年3月の町田市福祉のまちづくり総合推進条例の改正の概要は次のとおりです。

### (1) 心のバリアフリーやユニバーサルデザインをはじめとする、福祉のまちづくりを総合的に推進する考え方を基本理念としています。

町田市では、福祉のまちづくりを実現させるため、「町田市福祉のまちづくり総合推進条

例」に基づき、市、事業者、市民の協働のもと、都市環境の整備に努めてまいりました。21世紀に入り、高齢化や少子化が一層進み、社会がこれまで以上に多様化しています。それらの社会変化を踏まえ、全ての人々が基本的人権を尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、心のバリアフリーを進めています。また、これまで進めてきた都市施設<sup>※3</sup>のバリアフリー化については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れています。

福祉のまちづくりを総合的に達成するため、これらの取組を推進していくとともに、地域社会における連携を深め、相互に協力する必要があります。

## (2) 福祉のまちづくりを推進するための基本的事項として、従来からの健康の確保、社会参加の促進に加えて、情報、サービス及び心のバリアフリーに関する取組を推進しています。

### ① 情報の提供・共有

福祉のまちづくりを進めていく上で、全ての人々が等しくあらゆる手段で情報を入手でき、また発信していくことが重要です。このため、市、事業者、市民が相互に福祉のまちづくりに関する情報を提供し合い、情報の共有ができるよう、情報に係る規定を設け、取組を推進しています。

### ② 心のバリアフリーの普及及び啓発

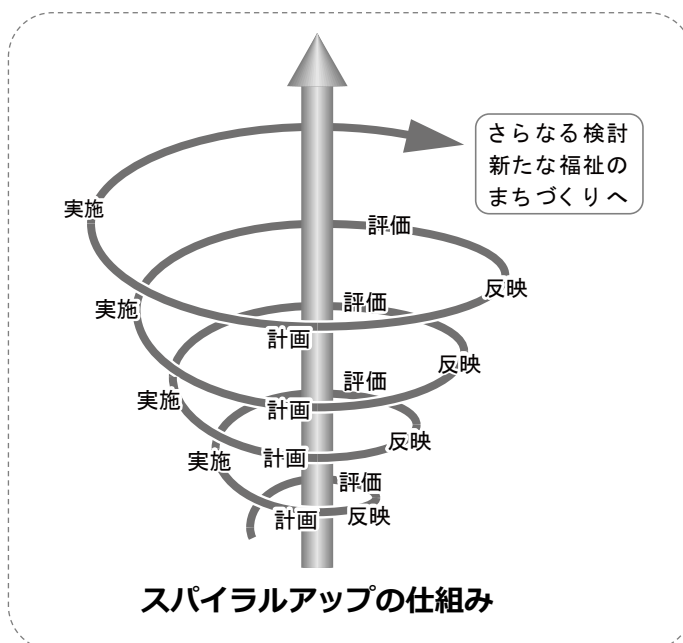
福祉のまちづくりに関する意識の高揚を図り、一人ひとりが、思いやりの心を持ち、お互いにそれぞれの立場を理解し、行動できるよう心のバリアフリーの普及及び福祉のまちづくりに関する教育の充実に努める必要があります。

また、補助犬<sup>※4</sup>の同伴や障がい等を理由に、施設の利用を妨げられることのないよう、心のバリアフリーの啓発を行うよう推進しています。

## (3) 福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画策定

福祉のまちづくりに関する目標・施策のほか、福祉のまちづくりに関する施策を推進するための重要事項を定めています。

福祉のまちづくりを総合的に推進するには、過程が重要となります。計画の策定にあたっては市民や事業主の意見を聴き、施策の実施にあたっては評価を行い、評価結果を施策や計画等に反映させること（スパイラルアップ）を規定しています。



**(4) 都市施設等の整備に関して、町田市が条例制定以降 15 年余にわたって積み重ねてきた取組を基本において、国の法律や東京都の条例と整合を図りつつ、より質の高い整備を推進し、実現します。**

都市施設で、整備基準<sup>※5</sup>を全てクリアしたものについて、整備基準適合証（プレート）を交付しています。これを施設へ掲げることで、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人がより使いやすい施設である、という情報の発信につながると考えています。

また、町田市では 2007 年度より市の施設において思いやり駐車区画<sup>※6</sup>の整備を進めています。思いやり駐車区画の整備を規定し、思いやり駐車区画の整備及び意義等の啓発を推進しています。

**※1 心のバリアフリー**

人々の意識に根差している、高齢者、障がい者等への差別や偏見、先入観などに気づき、社会が作り出している障壁（バリア）の問題点を理解し、互いの人権や尊厳を尊重するように心のバリアを取り除くこと。

**※2 ユニバーサルデザイン**

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、すべての人が円滑に利用できるように建物や生活環境、製品などを作り上げるという考え方。

**※3 都市施設**

病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等の停留場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設をいう。

**※4 補助犬**

身体障害者補助犬法第 2 条第 1 項で規定する身体障害者補助犬のことをいい、盲導犬、介助犬及び聴導犬の 3 種がある。

**※5 整備基準**

都市施設を高齢者や障がい者をはじめとする全ての人が円滑に利用できるようにするための措置に関して、都市施設を所有し、又は管理する者の判断基準をいう。

**※6 思いやり駐車区画**

障がい者だけでなく、妊産婦、乳幼児連れの人、内部障がい者、歩行困難高齢者、療養・リハビリ中の人ができる駐車区画をいう。

## **4 福祉のまちづくりの進展を踏まえた、より望ましい整備**

国は、2014 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。条約締結に先立ち、障害者差別解消法等の国内法令の整備が進められてきました。

また、2017 年 2 月に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」をとりまとめました。2017 年 3 月には、アクセシビリティに関する指針として、「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」が策定されました。それらと並行して、バリアフリー法、高齢者・障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準、公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン等の改正が行われました。

2021年3月には、車椅子利用者用便房に様々な機能(オストメイト用整備、ベビーベッド等)が付加されることで利用が集中し、車椅子使用者の利用が困難となるケース等が発生したことから、国土交通省の高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準が改正されました。それにより、トイレの表示は、「多機能」「多目的」など、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は、機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行うよう見直されました。

東京都においては東京2020大会とその先を見据えて、誰もがまちの中を円滑に移動できるとともに、全ての人々が同じ水準のサービスを受けられることなどを目指し、共に楽しむことができる福祉のまちづくりをより一層推進するため、車椅子利用者用観覧席・客席等からのサイトラインの配慮を整備基準に追加しています。また、2019年9月と2023年10月に宿泊施設の一般客室の整備基準を追加する規則改正を行いました。

2022年4月には、トイレの出入口の表示について、これまでの誰でもが利用できる旨(だれでもトイレ)の表示を改め、車椅子利用者用便房の設備及び機能を表示する旨の規則改正を行いました。

これらの国や東京都の動向を踏まえながら、町田市も同様に規則を改正し、整備基準の整理や強化を図っています。

## 5 条例の構成

前文	町田市の福祉のまちづくりに対する考え方を示しています。
1. 総則	条例の目的や基本理念、責務等を定めています。
2. 基本的事項	福祉のまちづくりを推進していくための基本的な事項を定めています。
3. 推進計画の策定	市の全ての施策のうち、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画を策定することを定めています。
4. 都市施設の整備	都市施設の整備に関する基本的事項を定めています。
5. 福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりの総合的な推進に関し調査審議するため、有識者、市民、事業者等で構成された協議会について必要な事項を定めています。
6. 雑則	その他、条例の施行に必要な細目的事項の規則への委任について定めています。
附則	施行時期等について定めています。

## 6 東京都条例との関係

区市町村の条例に、都の整備基準に適合させるための措置と同等以上に、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人々が円滑に利用できる措置を講ずるよう定めている場合、整備基準や届出、勧告等の規定については、東京都福祉のまちづくり条例は適用しないこととされています。

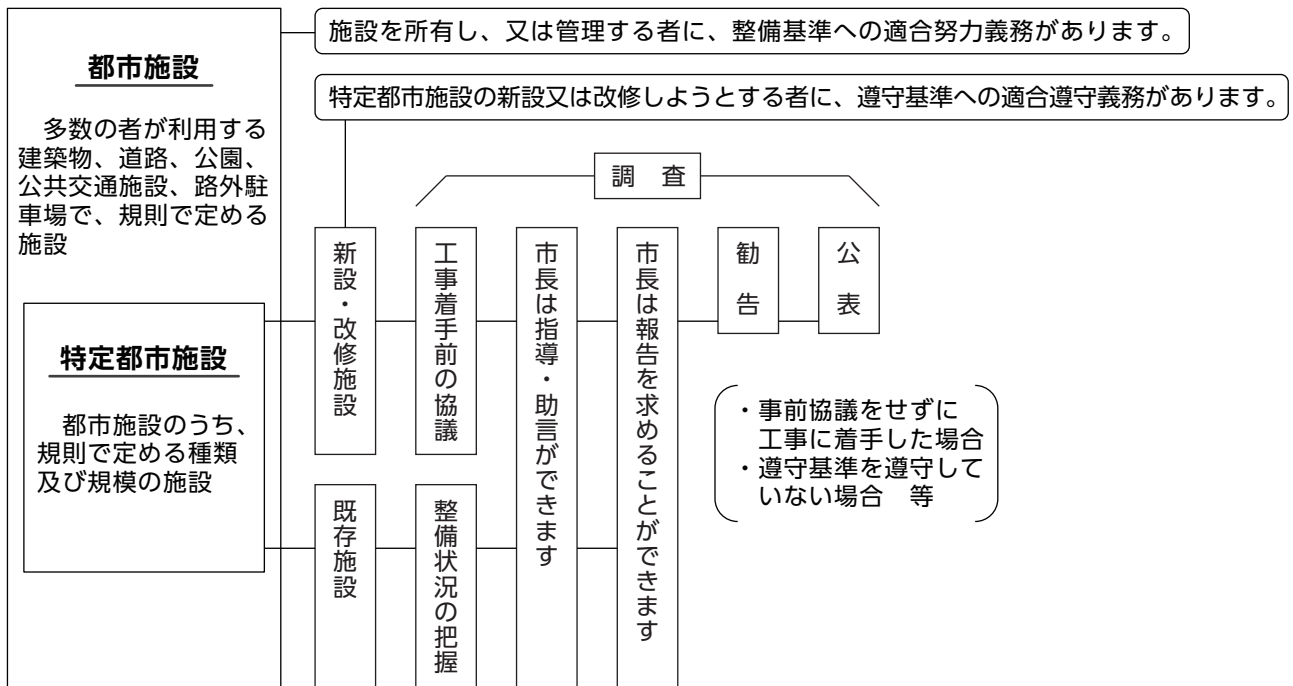
そこで、町田市においては市の整備基準を、都の整備基準と同等か同等以上としています。

## 2 条例の対象となる施設

- ◇ 都市施設（整備基準への適合努力義務がある施設）
- ◇ 特定都市施設（都市施設のうち、新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の様様替え又は用途変更）の際に、整備基準への適合遵守義務があり、かつ、工事着工前の事前協議が必要な施設）

	都市施設		特定都市施設	
建築物 (小規模建築物を含む。)	1 学校等施設	学校その他これに類する施設	全て	
	2 医療等施設	病院、診療所、助産所、施術所	全て	
	3 興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場その他これらに類する施設	全て	
	4 集会施設	集会場（冠婚葬祭施設を含む。一の集会室の床面積が 200 m <sup>2</sup> を超えるもの。）	集会場（冠婚葬祭施設を含む。全ての集会室の床面積が 200 m <sup>2</sup> 以下のもの。） 公会堂 公民館その他これらに類する施設	全て
		集会場（冠婚葬祭施設を含む。全ての集会室の床面積が 200 m <sup>2</sup> 以下のもの。）		
		公会堂		
		公民館その他これらに類する施設		
	5 展示施設等	展示場その他これに類する施設	全て	
	6 物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	全て	
	7 宿泊施設	ホテル、旅館その他これらに類する施設	1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	8 事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て	
		事務所（他の施設に附属するものを除く。）	300 m <sup>2</sup> 以上	
	9 共同住宅等	共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿その他これらに類する施設	1,000 m <sup>2</sup> 以上 又は 9 戸以上	
	10 福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類する施設	全て	
	11 運動施設又は遊戯場等	体育館、水泳場、ポーリング場、遊技場その他これらに類する施設	全て	
	12 文化施設	博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	全て	
	13 公衆浴場	公衆浴場	1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	14 飲食店等	飲食店	全て	
		キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設	1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	15 サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	全て	
	16 工業施設	工場その他これに類する施設	300 m <sup>2</sup> 以上	
	17 車両の停車場を構成する建築物	車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	全て	
18 自動車関連施設	自動車の停留又は駐車のための施設	500 m <sup>2</sup> 以上		
	自動車修理工場	200 m <sup>2</sup> 以上		
	自動車洗車場	200 m <sup>2</sup> 以上		
	給油取扱所	全て		
	自動車教習所	1,000 m <sup>2</sup> 以上		
19 公衆便所	公衆便所	全て		
20 公共用歩廊	公共用歩廊	2,000 m <sup>2</sup> 以上		
21 地下街	地下街その他これに類する施設	全て		
22 複合施設	1 から 21 までに掲げる都市施設の複合建築物	300 m <sup>2</sup> 以上		
道路	23 道路	道路法による道路	全て	
公園	24 公園等	都市公園、児童遊園、都立霊園、市立公園等	全て	
公共交通施設	25 公共交通施設	鉄道の駅、軌道の停留場、バスターミナル	全て	
路外駐車場	26 路外駐車場	路外駐車場で建築物及び小規模建築物以外のもの	500 m <sup>2</sup> 以上	

### 3 施設整備の進め方フローチャート



※新設、改修に係る特定都市施設については、建築確認申請が必要な施設は建築確認申請に先立って、建築確認申請を伴わない施設は工事に着手する日の30日前までに事前協議が必要です。

#### 〔事前協議に必要な書類〕

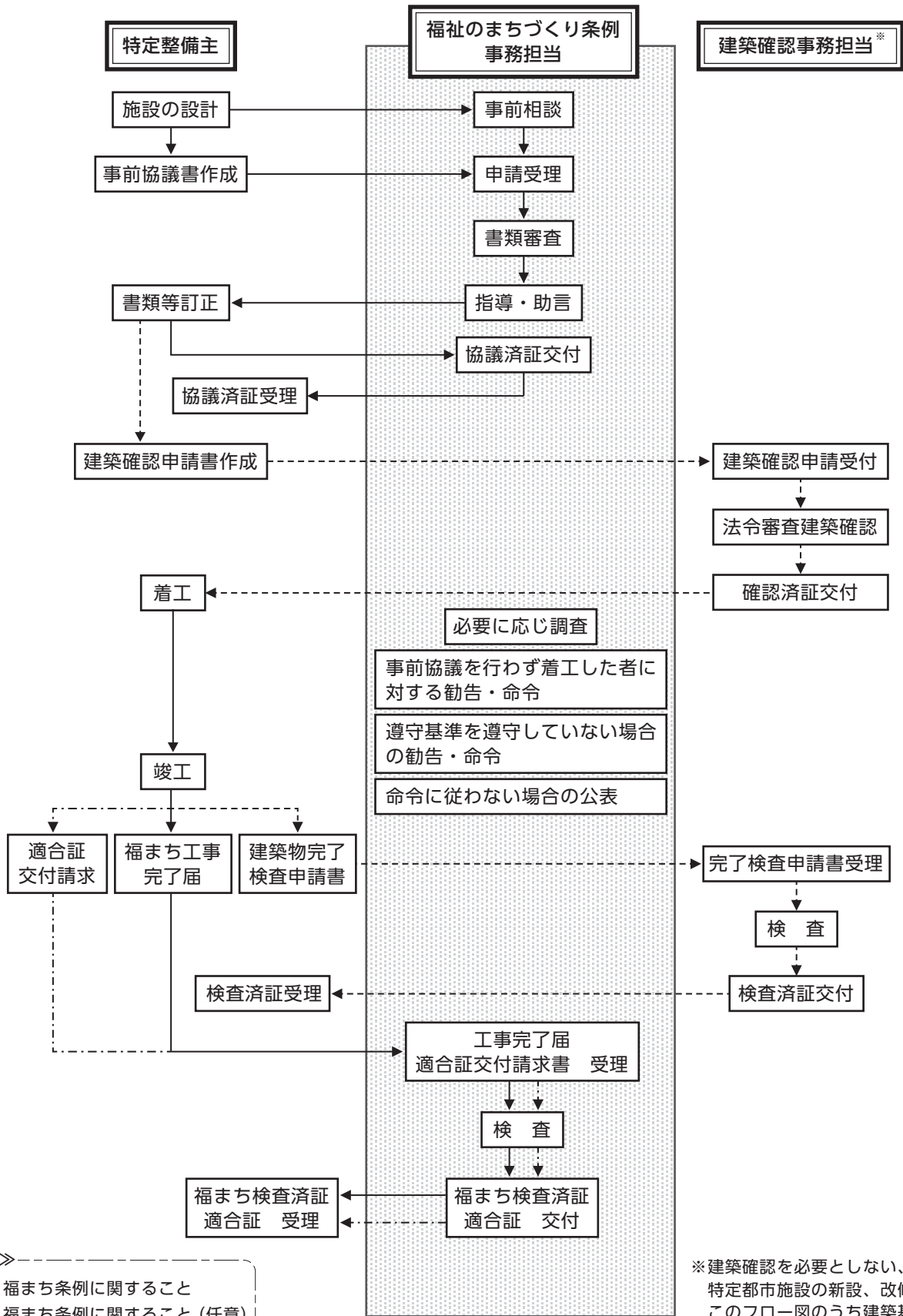
- ・ 特定都市施設整備計画（変更）協議申請書（規則別記第6号様式又は第7号様式）
- ・ 特定都市施設整備項目表（規則別記第8号様式から第15号様式までのうち該当するもの）
- ・ 特定都市施設の区分に応じ、規則別表第12に定める図書  
（規則の別表及び様式は、資料編に掲載した「町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則」をご覧ください。）

#### 〔書類の提出先〕

- ・ 建築物（共同住宅等を含む。） → 土地利用調整課
- ・ 道路 → 道路管理課
- ・ 公園 → 公園緑地課
- ・ 公共交通施設 → 交通事業推進課
- ・ 路外駐車場 → 交通事業推進課

# 4

## 福祉のまちづくり総合推進条例と 建築確認申請に基づく事務手続きフロー



《凡例》

- 福まち条例に関すること
- 福まち条例に関すること (任意)
- 建築基準法に関すること

## 5

# ユニバーサルデザインの考え方に基づく 環境整備の手法

## 1 当事者参画の考え方

ユニバーサルデザインの考え方に立って施設の環境整備を進めていくためには、利用者の様々な行動特性や利用実態を理解し、把握しておく必要があります。

施設の新設や大規模な改修等を行う場合には、運営事業者や設計者は、計画・設計・施工・完成後の各段階において、障がい等の当事者を含めた多様な利用者等による検証や意見交換で得た情報や課題等の収集と蓄積を行い、活用していくことが重要です。

次の計画にも反映し、さらに使いやすく、より良い整備に努めることができるだけでなく、維持管理面での工夫や適切な人的サポートにもつなげることができます。

このように、利用者の多様なニーズにきめ細やかに対応した建築物・道路・公園・公共交通施設等に改善していくために、整備の計画・設計・施工及び施設や設備の運用・管理において、こうした作業の繰り返し（スパイラルアップ）を着実に行うことが重要です。

そして、好事例が他の地域や事業者、設計者等へ波及してノウハウ等の蓄積が図られることにより、新たな取組が生まれ、当事者参画の機会が更に増えることが求められています。

## 2 一体的、連続的整備の推進

町田市福祉のまちづくり総合推進条例では、全ての人が施設を円滑に利用できるよう、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場について対象施設と整備基準を定め、整備を進めています。そして、個々の施設の整備を進めると同時に、公共交通施設と道路や建築物に近接する道路、情報提供など、施設間の円滑な利用や移動の連続性を確保するよう計画的・一体的に整備を進めることも重要となります。

このため、本条例では異なる施設所有者が連携して一体的に整備するよう定めています。

## 6

# 町田市施設の先導的な整備

町田市は、町田市福祉のまちづくり総合推進条例第30条に基づき、自ら設置する都市施設について率先して先導的な整備を行っています。また、市の設置する特定都市施設（資料編 P1-12 別表第1の1 建築物及び2 小規模建築物に限る。また、PFI法（※）により民間事業者が設計・建設する施設において、町田市に所有権の移転が予定されているものも含む。）は、整備基準、並びに、本マニュアルに掲げる「望ましい整備」の項目を原則として満足することとしています。

※ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るために制定された法律。

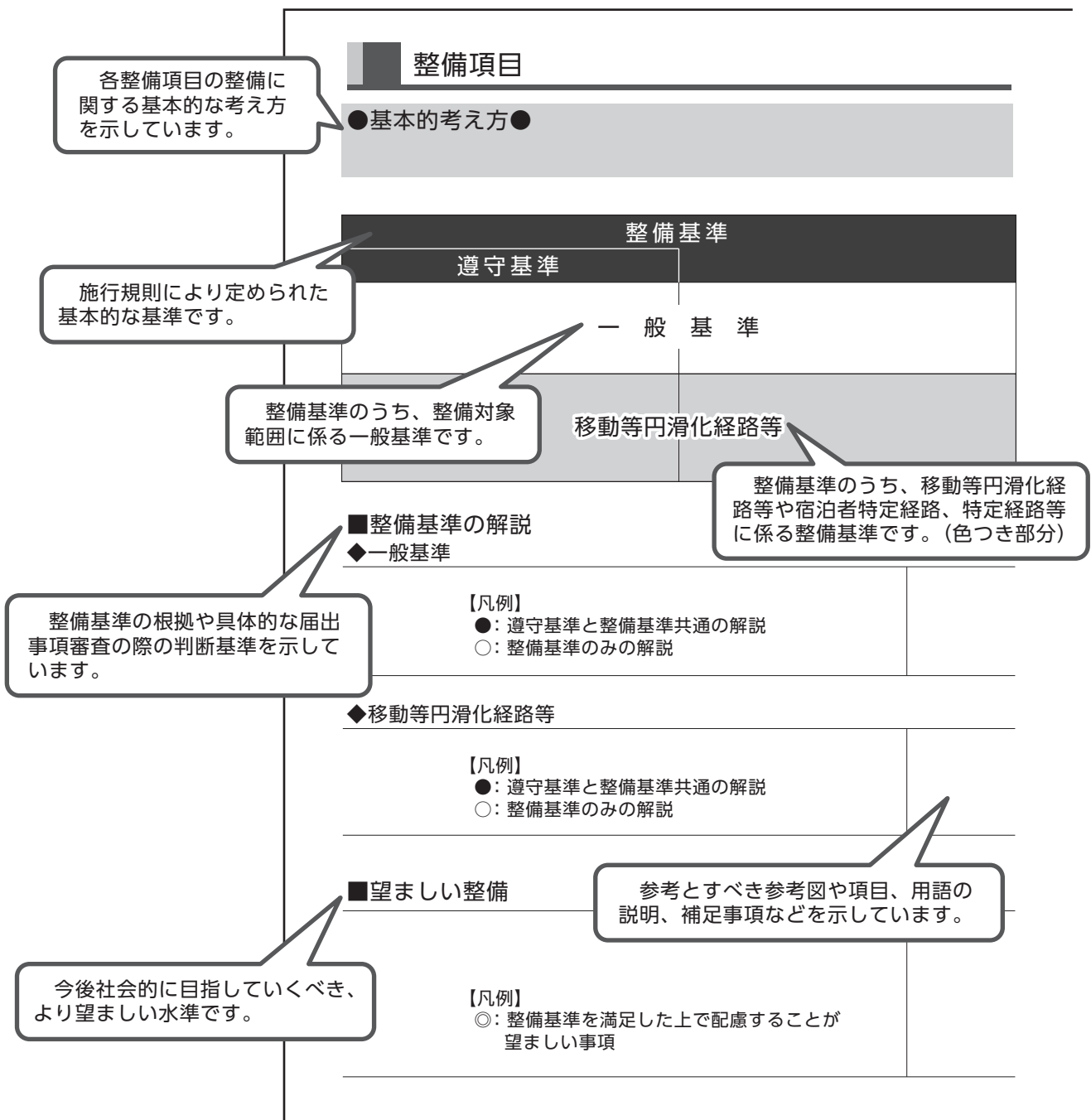
# 7 この本の見方

建築物編では、「Ⅰ建築物(共同住宅等以外)」「Ⅱ共同住宅等」「Ⅲ小規模建築物(共同住宅等以外)」「Ⅳ小規模共同住宅等」の順番で、それぞれの整備基準などを整備項目別に整理してあります。

「Ⅰ建築物(共同住宅等以外)」「Ⅱ共同住宅等」では整備項目ごとに「基本的考え方」「整備基準」「整備基準の解説」「望ましい整備」「参考図」の5つにより構成されています。ただし、「Ⅰ建築物(共同住宅等以外)」の整備項目23～30は「整備基準」を除いた4つにより構成されています。

また、「Ⅲ小規模建築物(共同住宅等以外)」「Ⅳ小規模共同住宅等」では、整備項目ごとに「整備基準」「整備基準の解説」「参考図」の3つにより構成されています。

## 【Ⅰ 建築物（共同住宅等以外）の一例】



## 《 参 考 図 》

### 【凡例】

- ：遵守基準と整備基準共通
- ：整備基準のみ
- ◎：望ましい整備

マニュアルの図解は  
整備基準の内容の理解を  
容易にするためのもので、一例と  
して表示してあります。各施設の設計  
目的や構造などに応じて、より利用  
しやすいよう、設計における  
配慮をお願いします。